

利用者支援事業

地域子ども・子育て支援事業の新規事業の一つ、利用者支援事業について詳しく紹介します。

■事業内容

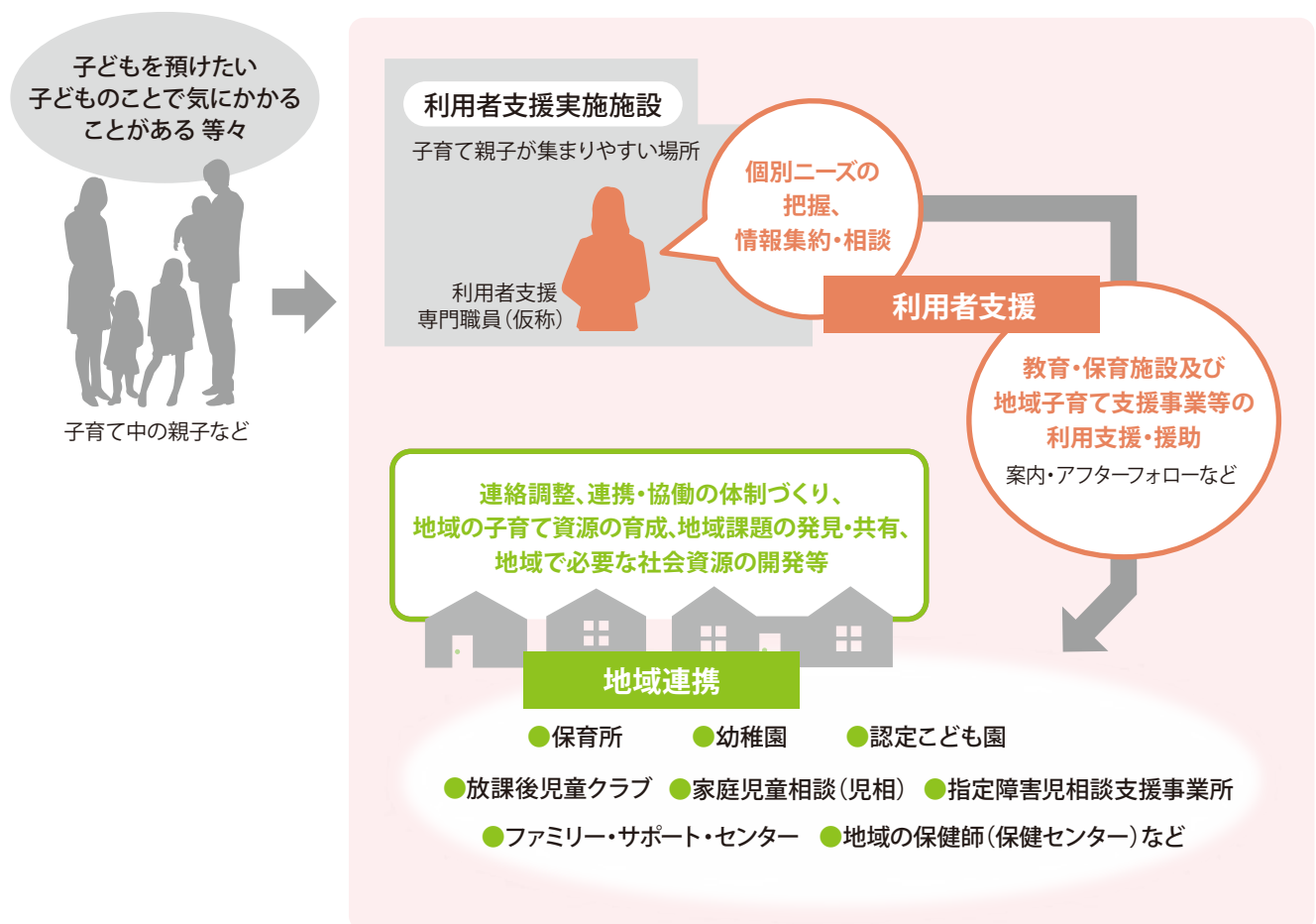
利用者支援事業とは、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようなサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行います。



■事業実施の形態

利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」のいずれかの形態を選択することになります。

基本型

利用者支援 と 地域連携 を共に実施する形態

主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。
例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」

特定型

主に 利用者支援 を実施する形態

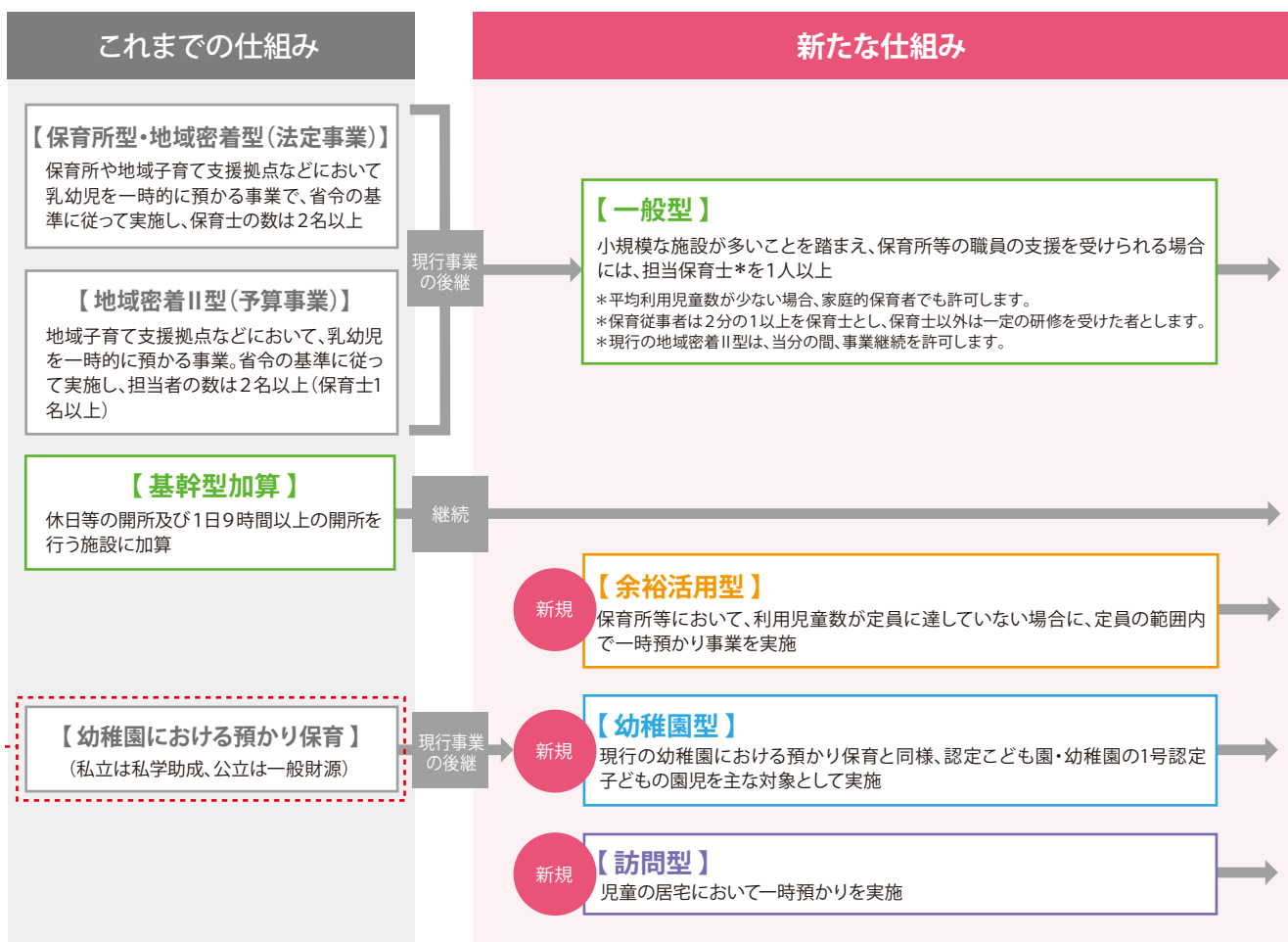
主として、行政機関の窓口等を活用します。※地域の連携については、行政がその機能を果たします。
例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」

一時預かり事業

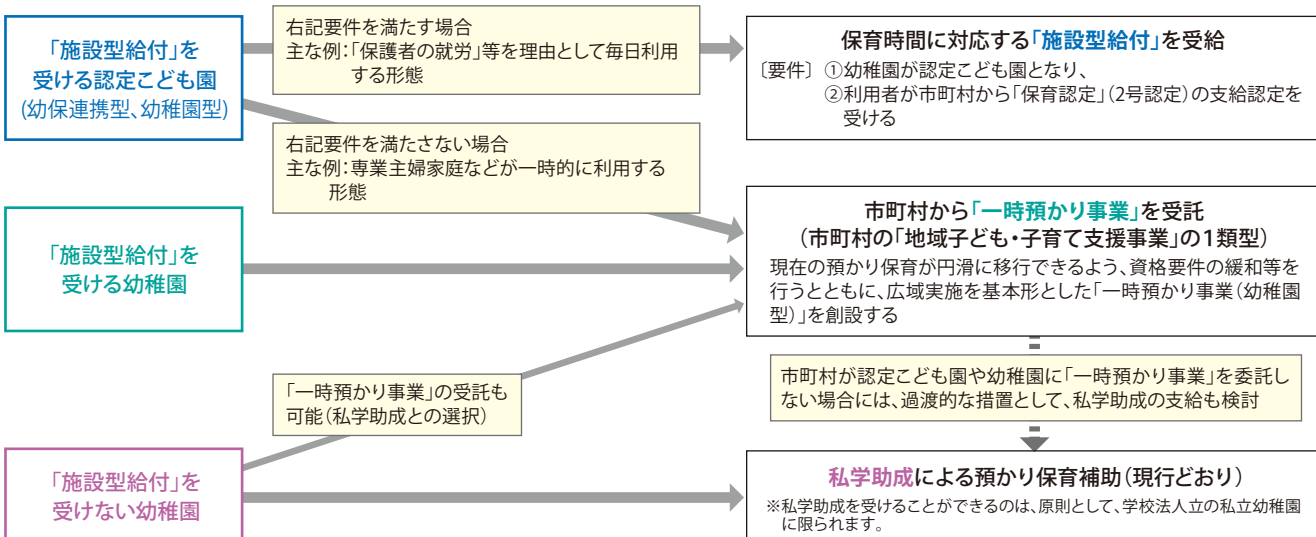
地域子ども・子育て支援事業の一つ、一時預かり事業について詳しく紹介します。

■事業形態

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。事業の普及を図るため事業類型等を見直し、一般型（基幹型加算）、余裕活用型、幼稚園型、訪問型の4形態に再編します。



POINT 「幼稚園における保育」の新制度における取扱いについては、次の表を参考にしてください。



放課後児童クラブの基準

児童福祉法の改正により、「放課後児童クラブ」の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることとなりました。この基準の基となる平成26年4月に公布された「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)の主だった内容を紹介します。

※「職員」のみが従うべき基準であり、他の事項は参照すべき基準となっています。

支援の目的

支援は、留守家庭の児童が、家庭や地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行うこととします。

設備

専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置することとし、面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上とします。

職員

放課後児童支援員*を支援の単位ごとに2人以上配置することとします(うち1人を除き、補助員の代替が可能です)。

児童の集団の規模

一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下とします。

開所時間

- ①土、日、長期休業期間等(小学校授業の休業日)は、原則1日につき8時間以上とします。
 - ②平日(小学校授業の休業日以外の日)は、原則1日につき3時間以上とします。
- 上記に基づき、その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定めることとします。

開所日数

原則1年につき250日以上とし、その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定めることとします。

その他

非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについても定めることとします。

*放課後児童支援員とは、保育士、社会福祉士等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者です。
なお、平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了予定の者を含みます。

2部:よくある質問(FAQ)

子ども・子育て支援新制度について、
皆さまからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。



幼稚園 に関すること

Q1 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありませんか。

Q2 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

P.21

Q3 新制度に入らない(施設型給付を受けない)私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実、私学助成についても実施されるのでしょうか。

Q4 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。

Q5 いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

P.22

Q6 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

Q7 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

P.23

Q8 園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。

Q9 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

P.24

Q10 上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

Q11 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

Q12 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国統一費用部分(国、地方が費用の2分の1ずつを負担)と地方単独事業部分(地方が費用の全額を負担)を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

P.25

Q13 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

Q14 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

P.26

Q15 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

P.27

Q16 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

Q17 幼稚園での3歳未満児の受け入れについてはどのような扱いとなりますか。

P.28

Q18 いわゆる附則6条園(旧102条園)はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

Q19 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

P.29

保育所 に関すること

Q20 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

P.29

Q21 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょうか。

Q22 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。

P.30

Q23 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q24 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q25 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

P.31

Q26 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

認定こども園 に関すること

Q27 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

Q28 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。

P.32

Q29 幼稚園型認定こども園について、2号認定を設定することは必要ですか。

Q30 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

Q31 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3~5歳を1クラスにすることは可能ですか。

P.33

Q32 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

Q33 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30:1、3歳児については20:1とする方針が示されましたが、従来、35:1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

P.34

Q34 幼保連携型認定こども園とそれ以外の類型の認定こども園では公定価格に差は設けられるのですか。

Q35 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

Q36 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

P.35

小規模保育 に関すること

Q37 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

P.35

Q38 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものなのでしょうか。

Q39 連携施設として協力していただける施設が見つからない場合、小規模保育事業の認可を受けられないのですか。市町村に調整をお願いすることはできますか。

P.36

Q40 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

家庭的保育 に関すること

Q41 現行の保育ママ制度は、新制度ではどのようにになりますか。

Q42 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなるのが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置くのでしょうか。

P.37

事業所内保育 に関すること

Q43 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

P.38

Q44 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

Q45 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもの含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どものための給付と地域の子どものための給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

P.39

Q46 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

Q47 年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

P.39

Q48 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

居宅訪問型保育 に関すること

Q49 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

P.40

その他 地域型保育事業 に関すること

Q50 地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

P.40

一時預かり事業 に関すること

Q51 子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業については、どのような内容の充実が図られるのですか。

P.41

利用者支援事業 に関すること

Q52 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

P.41

Q53 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

Q54 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

P.42

Q55 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

放課後クラブ に関すること

Q56 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

P.42

Q57 放課後児童クラブの対象年齢が小6まで引き上げられましたが、小6まで受け入れなければならないのでしょうか。

幼稚園 に関すること

Q1

新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

私立幼稚園が園児に対して行う幼児教育の内容は、新制度に入る・入らないにかかわらず、幼稚園教育要領（幼保連携型認定こども園となる幼稚園については、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領）に則って実施していただくことを前提として、各園の建学の精神に基づき行われるものであり、新制度に入るからと言って、教育内容に制約を受けることはありません。なお、施設型給付費を市町村から受ける施設として確認を受けることに伴い、正当な理由なくして申し込みを拒んではならないという制約を受けますが、定員を超えた申し込みについては、あらかじめ保護者に選考方法を明示したうえで、選考が可能です。また、保育料（利用者負担）については、上乗せ徴収や実費徴収を除き、各園で定めるのではなく、国基準に基づき各市町村が定める額を徴収することとなります。

Q2

利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

新制度は、保護者等のニーズとその選択に応じた多様かつ総合的な子育て支援を進めることを目的としており、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能な仕組みとしています。この場合は、教育標準時間認定（いわゆる1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q3

新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。

新制度に入るか否か（施設型給付を受けるか）は、各幼稚園の判断に委ねることとしています。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとしています。新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実にも努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実にも努めていくこととしています。ただし、消費税増収分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていないため、私学助成の充実は、この消費税増収による質改善とは別途、毎年の予算編成過程で検討することとなります。

Q4

子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。

私立幼稚園が新制度に移行する時期は、施行時に限られるものではなく、いつでも可能です。少なくとも施行当初においては、毎年、事業者の意向を確認する方針です。ただし、法人格(学校法人、社会福祉法人、宗教法人等の法人の種類は問いません。)を有しない個人立幼稚園は、特例措置により、施行時点においてのみ、施設型給付を受ける対象施設としての「みなし確認」を受けることができることとされているため、新制度の施行後に施設型給付を受ける園に移行するためには、法人格の取得が必要となります。

Q18(P.28)も参照

Q5

いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

可能です。確認を辞退する手続きには、手続き上3か月以上の事前予告期間が必要です。また、市町村の確認を辞退した後、都道府県の私学助成の一般経常費補助をいつから受けることができるか等については、都道府県の運用により異なりますので、市町村・都道府県と十分に余裕を持って相談する必要があります。

Q6

応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもについては、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。

契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要(目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等)などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。

こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。

「その他特別な事情がある場合」については、今後、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
- ・利用者負担の滞納との関係 [Q10\(P.24\)も参照](#)
- ・設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理したうえで、その運用上の取扱いについて示して行く予定としています。

※保育認定の子どもについては、市町村が利用調整を行います。定員を上回る利用要請等に対する選考も、優先利用の考え方に従うこととなります。

※このほか、小規模保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設については、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されています。